

発議第1号

ロシアによるウクライナ侵攻に対し平和的解決を求める決議

廿日市市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり決議案を提出する。

令和4年3月3日

廿日市市議会議長 佐々木 雄三 様

提出者	廿日市市議会議員	岡本敏博
賛成者	〃	隅田仁美
〃	〃	水野善丈
〃	〃	山口三成
〃	〃	山田武豊
〃	〃	井上佐智子
〃	〃	高橋みさ子

(提案理由)

令和4年2月24日に発生したロシアによるウクライナ侵攻に対し平和的解決を求める決議を行うことについて議会の議決を求めるものである。

## ロシアによるウクライナ侵攻に対し平和的解決を求める決議（案）

去る2月24日に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国連憲章の重大な違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので、断じて容認できない。

また、ロシアのプーチン大統領は今回の軍事侵攻に際し核兵器の使用を示唆するような発言をしているが、このことは、世界で唯一の被爆国として広島・長崎の悲劇を二度と繰り返さないことを誓い、核兵器廃絶・恒久平和を目指す本市議会として、強い憤りを覚えるとともに、決して容認できるものではない。

よって、本市議会は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻とプーチン大統領の発言に対して、厳重に抗議する。

ロシアは即時にロシア軍による攻撃を停止し、ウクライナから完全撤退するよう、また、関係国政府においては一日も早い平和的解決に向けた外交努力を行うよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月3日

広島県廿日市市議会